

【厚生労働省より】日本へ帰国される方へQ&Aのお知らせ（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

4月4日（土）付で、日本の厚生労働省は「帰国されたお客様へ」と題するQ&Aを同省ホームページに掲載しました。PCR検査や待機方法など帰国後のとるべき対応について紹介しています。特に当館に質問の多かった内容について以下に紹介いたします。

- 本日の過去14日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域（豪州を含む）』に滞在歴のあるお客様におかれましては、全員にPCR検査が実施され、検査結果が出るまで、自宅等、到着した空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、1日～2日程度待機いただくことになります。
- 遠方に自宅がある場合であっても、飛行機は公共交通機関に当てはまるため、飛行機をご利用することはできません。
- 検疫所長が指定した施設等は、空港周辺の宿泊施設などになります。検疫所長が指定した施設等へは、国が用意したバスを利用させていただくこととしています。

【本文】

1 日本へ帰国される方へのお知らせ

上記のほかにも、同Q&Aでは、「PCR検査について」、「ご自宅等で待機する場合について」、「ご自宅等以外で待機する場合について」、「検査結果判明後について」紹介しています。ご帰国予定の方は、下記リンク先から詳細をご確認ください。

○厚生労働省ホームページ（「帰国されたお客様へ」と題するQ&A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618977.pdf>

2 問い合わせ先

詳細については、厚生労働省 医薬・生活衛生局 検疫所業務管理室までご照会ください。
電話 03-5253-1111（代表）

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>